

(案)

府政科技第〇〇〇号

平成30年〇月〇日

原子力規制委員会 殿

原子力委員会委員長

株式会社東芝が東芝エネルギーシステムズ株式会社との
吸収分割を行い、東芝教育訓練用原子炉の施設を一体と
して同社に承継させることに係る分割認可について（答申）

平成30年9月19日付け原規規発第1809197号をもって意見照会のあった
標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」
という。）第31条第2項において準用する法第24条第1項第1号に規定する許可の
基準の適用については、別紙のとおりである。

(別紙)

株式会社東芝が東芝エネルギーシステムズ株式会社との吸収分割を行い、東芝教育訓練用原子炉の施設を一体として同社に承継させることに係る分割認可申請書に関する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第24条第1項第1号に規定する許可の基準の適用について

本件申請については、

- ・既に廃止措置中であり、運転停止に関する恒久的な措置がとられており、原子炉は運転されないこと
- ・使用済燃料については、当該事業者以外の者に譲渡されていること

等の諸点については、その妥当性を確認したこと、加えて我が国では保障措置活動を通じて、国内のすべての核物質が平和的活動にとどまっているとの結論を国際原子力機関（IAEA）から得ていること、また、本件に関して得られた全ての情報を総合的に検討した結果、当該試験研究用等原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとする原子力規制委員会の判断は妥当である。